

人事委員會議録 第二十号

昭和二十九年五月十日(月曜日)
午前十一時七分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 田中 好君

理事 館林三喜男君 理事 櫻井 奎夫君

山口 好一君 池田 清志君

小山倉之助君 石山 權作君

加賀田 進君 森 三樹二君

池田 順治君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 加藤鐵五郎君

出席政府委員

總理府事務官(内閣總理大臣官房審議室統轄參事官) 田上 辰雄君

人事院事務官(事務總局給与局長) 滝本 忠男君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

本日の會議に付した事件

○川島委員長 開会いたします。
國の經營する企業に勤務する職員
給与等に関する特例法案を議題といた
します。質疑の通告がありますからこ
れを許します。赤城宗徳君。

○赤城委員 加藤大臣にお尋ねしたい
と思ひます。主として予算に關係して
のお尋ねでありますが、二十九年度の
予算は本法案が出る前に議決されてお

りますので、この法律が通ることを予
想して組まれてはいないのじやない
か、こういふふうに思ひのでありま
す。ところでこの法律が通ることにな
つて——この法律は公布の日から施行
することになつていますが、かりに六
月一日なら六月一日から、公労法適用
者と非適用者との給与のアンパランス
を解消する措置をとつて行くという場
合に、郵政、林野、造幣、印刷、アル
コール専売のいわゆる五現業の官庁に
おいて、給与のアンパランスの措置を
とることになると思ひますが、給与總
額の上においてあるいは不足を生ずる
のではないか、こういふふうにも考え
ておるのではありませんか、今の予算のま
まで行きました場合に、不足を生ずる
かどうか。

〔委員長退席、田中(好)委員長代
理着席〕
不足を生ずるということであるなら
ば、どの程度に不足を生ずる見通しが
あるのだろうか、この点を最初にお尋
ねしたいのであります。

○加藤國務大臣 今回従来の被適用者
との均衡をはかるために、この特例法案
を提出いたしました。その結果といた
しまして、各特別会計において不足を
生ずるようなことはなからうかという
御指摘でございますが、ただいま私ど
もの見るところによりますれば、各特
別会計においてあなばいよろしきを得
ば大体不足を生ぜず、その間において
均衡がとれることではなからうか、こ
う思つておる次第でございます。具体的

の数字に至りましては、まだここで
答へるほどに達してありません。

○赤城委員 具體的の数字にはまだ到
達してないというお話でございますが
が、私の方の計算では、不足を生じな
い現業もあるし、不足を生ずるものも
ある、郵政などは相当不足を生ずるの
ではないか、こういふふうに見ておる
のであります。数字の点は避けま
すが、この給与總額の不足はある、私
の方ではこういふふうに見ておるの
で、その補充を行う場合に、別に補正予
算を組まなくても、各現業の収益金と
か、経費の節約金、こういふものの流
用または転用に、大蔵大臣の承認を得
て来たように、大蔵大臣の承認を得
た場合には給与總額の変更をし得る、
かういふことになつておりますので、
さういふことによつてこの不足を補
得ると私も考へておるのでありま
すが、これにつきましては大蔵大臣の承
認を得て、収益金あるいは経費の節約
金等から流用あるいは転用によつて不
足を補ひ得るという可能性があるかど
うか、これをもう一べんお伺ひいたし
たい。

○田上政府委員 予算的措置の問題に
つきましては私からお答へしたいと思
ひますが、ただいま赤城委員のおつ
しやいました通りに、いわゆる非適用
職員全部にわたつて完全に不均衡は正
を行おうとするならば、現在の状況に
おいて当然必要な予算は不足額を生
じるよりであります。さしあたり二十
九年度の分につきましては、お話の通り

予算もすでに決定しておるわけであり
ます。これが現在の各五現業の特別
会計においてそれ／＼どの程度の予算
的措置ができるかという点につきまし
ては、五現業それぞれ事情は異なつて
おりますけれども、なお各五現業にお
きましてできるだけだけの予算的措置を講
じまして、また必要な手続をいたしま
して、この特例法のねらつておりま
す、いわゆる公労法を適用されま
せん、二万余名の職員に對するだけの
不均衡は正の措置を講ずることに全力
をあげたいと思ひます。さし
あたりただちに不均衡が是正されま
す点と申しましては、御承知の通り公
労法適用職員に現在行われております俸
給表と、非適用職員に適用されてお
ります俸給表は違ひのありまして、非
適用職員の方は各級ごとの号俸の幅が
非常に狭くなつておつて、頭打ちにな
つておる連中が相当あるものであります。
これらの連中のいわゆる頭打ちにな
つた号俸が、公労法適用職員と同じよ
うな扱いを受けます關係上、これはた
だちに俸給の号俸の上において是正さ
れるというところが不均衡がただち
には是正される点の一つであります。な
おいわゆる業績手当につきましては、
現在の非適用職員には適用されないの
でありますけれども、この特例法が実
施されますならば、他の公労法適用職
員と同じように業績手当を受けられる
という点になりますので、しかもこ
の点につきましては、申すまでもなく
予算措置を要しない点でありますか

ら、これだけではただちに救済される
ということが申し得るのであります。こ
のほかに、予算的措置を講じまして待
遇のバランスをできるだけのわけであ
りますが、この点につきましては、各五
現業ともそれぞれ努力いたしまして、
できるだけ不均衡の是正をはかり、し
かもできるだけすみやかにこれが実現を
期するように努力をいたして参りたい
と思ひます。

○赤城委員 田上政府委員の今の御説
明によつて、全力をあげてこのアンパ
ランスは正に努力する、こういふこと
に對して大臣もただいまの御答弁と同様
のお考えを持つておるかどうかとい
うことが第一点。

それから非適用者について政府委員
にお尋ねしておきたいのですが、今の
俸給表の号俸が頭打ちをして、こ
れが非常に問題になつてゐる、それ
について／＼考慮するといふような
御答弁でありましたが、それについて
はどういふような方法でアンパランス
は正しようというお考えを持つてい
るか、これをもう一度聞いておきたい
と思ひます。

○加藤國務大臣 各特別会計にお
いて、それ／＼違ひますが、能率の向上
によつて収入を予定より増加するよう
に努力するとともに、また経費を節約
し、この予算をできるだけ実行するよ
うに進めたいと思ふ次第でございます。
それから俸給表の頭打ちの問題でこ

でございますが、これは政府委員より答弁いたさせていただきます。

○田上政府委員 お手元に、「五現庁における給与の不均衡の概況」と申します参考資料を差上げてあると存するのではありませんが、その資料の中に「公務法適用外職員と同法適用職員の俸給表の比較」というのが出ております。これは郵政省の場合のごときで、この表によりまして、ただいま赤城委員の御質問になりました号俸の頭打ちの是正の点を具体的に御説明申し上げたいと思っております。

この表の波線の線のありますのが、一般職の給与の俸給表であります。それに対して、波線がわくを一つつけてありますのが企業官庁職員の級別俸給表であります。そうして大体において一番外わくのような形になつておりますが、実線を引いてあります俸給表が、郵政省における公務法適用職員の各級号俸の表であります。これをくらんにいたしますとおわかりになりますように、現在いわゆる非適用職員としてアンバランスに泣いております連中は、この点線の俸給表によつておるのではありませんから、今度この特例法によりまして、給与準則が具体的にきまり、公務法適用の職員と同一の俸給表の適用になりますならば、一番外側の実線の線までただちに号俸の幅が伸びて行くわけでありまして、従つてかりに、縦線における二級のところをごらんいただきますと、七号の段の九のところでとまっておりますのが、これがただちに十五まで幅が伸びて行くということになるのでございます。これは一般の俸給の昇給という点につきましては、一応の予算的準備もありません。

で、この号俸の頭打ちはこの特例法によりまして取除かれて、現在まで不均衡になつておりました被適用職員が、十五までは続けて一般の標準通り昇給して行ける、これがしかもただちに実施されるということをお願いした次第であります。

○赤城委員 今のお話でわかりました。これは今出しております法律第四條の給与準則によつて定めることになりすか。

○田上政府委員 その通りであります。

○赤城委員 なお次にお尋ねしたいのですが、今二万余名の人々がこのアン・バランスの是正の恩典——恩典とは言えますまいが、アン・バランスの是正によつて是正されるということになります。そういふことになつた場合に、本省とかあるいは地方においてどういふところまで入るか。たとえば地方で言へば特定郵便局長というようにところなど入るかどうか、そういう点も具体的な一つの方針がございましたらば説明を希望しておきます。

○田上政府委員 どの程度被適用職員として今回救済されるのか、具体的に地方の郵便局長という点につきましては、お尋ねでございますが、この特例法の第二條の第二項に職員の定義がございまして、この第二項のうちに括弧として「管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。」というのがございまして、この政令で定める官職によりましてその範囲が決定されるわけでございます。その政令はただいま関係各省と協議をいたしまして準備中でありまして、いまだ決定されていないということを前も

つて一応お断り申し上げておきますが、大体内容につきましてはただいま検討いたしまして一つの線を、未決定であるという条件のもとに申し上げますならば、各本省におきましては、課長以上が管理監督の職にある者として残されて行く、地方のブロックにおきましては、局長、部長が残されて、課長以下はこの被適用職員として今回の救済される部分に入る。お尋ねにもあります地方の郵便局長等は、これは現場における現業的な職務にある者として、管理監督の地位にある者のうちから、政令で定める官職からはずすというようにしてありますので、お尋ねの郵便局長であるとかあるいは営林署長という連中は、一応これは他の被適用職員と同一な取扱ひを受けて救済される、こういう線を進めておるのではありません。しかしこれは大体の輪郭でありまして、具体的には各省の人事交流の点等を考慮いたしまして、具体的に一つ／＼ひろつて検討されております関係上多少例外を生ずるということとはあらかじめお断りしておかなければなりませんし、なお全般としまして今の方法も最後の決定的なものでないという点を重ねてお断りしておく次第であります。

○赤城委員 なお法律の条文の点についていまだ一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。第七條であります。第七條は国家公務員法のうち第十八條、第二十八條第一項後段、第二項、第三項の適用除外をうたつていふのであります。現在の国家公務員法第二十八條では第三項はないのでございます。もつとも国家公務員法の一部改正法律案が提案され、その改正法律案によれば第

三項はあるのですが、現行のものでは第三項はないのであります。この改正法律案が通過するか通過しないかは、まだ審議中でありましてどういふふうになるか、わかつていないのであります。そこでこの国家公務員法第二十八條第三項というところでありまして、これを国家公務員法第二十八條、そのうちで第一項前段を除く、こういうふうにして修正しておくとするならば、今提案されている国家公務員法の一部改正法律案が通過しても、あるいは通過しなくても、両方にかかつて来るので、その方が私どもとしては非常にいいように考えているのであります。すなわちまだ通過するかしないかわからぬ法律の適用除外をするということよりも、私どもが考えているように二十八條のうち第一項前段を除いた者を適用除外ということにしておけば、法律案が通つても通らなくても法文の体裁上よいじやないかというように考えるのであります。またそうすることによつて政府の立法の趣旨にもかたうと思つていふのであります。この点につきまして当局的所見を承つておく次第であります。

○田上政府委員 ただいま赤城委員のお話になりました第七條第一項一号の一部改正の問題でございますが、ただいま赤城委員のおつしやいました通りでありまして、第二十八條のあとを括弧して、第一項は前段を除くこととされますならば、この法案の内容に全然変更を加えるものでありませんので、政府当局といたしまして全然異存のないことをお答え申し上げます。

○赤城委員 今国家公務員法の改正法案がまだどうなるかわからない場合であります。そのほかにこの法文の中で不都合な箇所があるかどうか、一応お聞きしておきたいと思ひます。

○田上政府委員 そのほかの点につきましては、事務当局として十分審議をいたしてございまして、なお法制局の当局もこの点につきまして相当慎重な審議をいたした結果でありまして、お尋ねのような御心配は全然ないとお答えいたします。

○赤城委員 これで私の質疑を打ち切ります。

○田中(好)委員長代理 櫻井君。

○櫻井委員 大体この前の委員会におきまして、この法案の内容につきまして田上政府委員の方から説明を詳細に承りました。私は本日その点を大臣に確認をしていただきたい。大体私は田上政府委員の説明によつて了承いたしました。お尋ねけれども、なお大臣の責任ある裏打ちがほしいのであります。

この法律案は、御承知の通り国の経営する事業、いわゆる五現業の中における公務法適用職員と非適用職員との間における非常な不合理、矛盾、こういうものを除去せんために提案された法律案でございます。この法律案の提案にあたりまして給与担当の加藤国務大臣に非常なお骨折りをお願いいたしました点につきましては、われ／＼はここで感謝の意を表するにやぶさかでないでございまして、ただ非常にこの法案の中に危惧される点が二、三ございまして、この点をこの前確認をしようとしたわけでございまして、従つて本日は大臣からつきりまた御答弁をいただきたいと思います。

になつてゐるわけです。ところが団交権があるからやはり国家公務員よりも少しいい条件に準じてこの非適用職員をきめなければならぬ、こういう趣旨で出しているにもかかわらず、団交権のない非適用者に対して、同じように一般職の職員との勤務条件を考慮してきめなければならぬというところに――これは主務大臣の意思によつて自由になるということが団交権のない非適用職員としてはやはり危惧されるのではないか、やはりそういうことで主務大臣が決定されれば、その条件とにらみ合せて公労法適用職員の団体交渉の内容――交渉権があるとかないとかいう問題でなくて、内容に自動的に一つの制約が生れて来るといふ危惧も起つて来る。だから私はやはりこの提案の趣旨通りにこの法案をつくるとするならば、やはり公労法適用職員に準じた形としてこの法案を出さなくては

思います。だから現在公労法適用職員
 の方でそう載っているからこのまま載
 せたので、公労法適用職員と同じよう
 な条件になるだろうという考方は、
 一方は団交権があつて団体交渉によつ

ていわゆる協約を締結することができ、一方は何ら外交権を持たない、そういう形で主務大臣の権限で自由になるという危惧があると思う。この点が非常に大きな法の欠陥じやないかと思

うのです。私は出していただいた趣旨に対しては賛同いたしますけれども、運用面においてはそういう危惧が起り、また先般の田上政府委員の説明の中でも、団本交渉によつて決定される

前に、非適用者には自由に給与準則等

も主務大臣が決定されるということ
は、事実、法の趣意からできる、そう
いうことになると団体交渉中にまだ給
手準則が決定されてないのに、主務大
臣がかつてに非適用職員に給手準則を
決定されれば、同じ職場の中だから、
これに準じてもらいたいという圧力が
必然的に加わつて来るというおそれ
がある。私はこの法案の趣意から言え
ば、公労法適用職員の給手を考慮して
決定されなければならないということ
にすれば、そういう危惧も必然的に起
つて来ないのじゃないか、こう考える
わけであります。もしそういう危惧が
ないとするならば、大臣にこの席上で
明確に議事録に載せていただきたいと
思いますが、そういう公労法適用職員
の団交権によつて決定される給手準則
その他の労働条件、この団交権で決
定される前に非適用者の給手準則また
は勤務諸条件を決定して団交そのもの
に影響を及ぼさないような運営をする
ということをお大臣としてこの席上で十
分明確にしたいだきたいと思ひます。

○田上政府委員 ただいま御質問にな
りました点を二つにわけてお答えした
いと思ひますが、第一は団交
権の問題とこの特例法の関係でござい
ます。これはただいま加藤大臣からお
答へになりました通り、第三条の第二
項は現在各特別会計法にある通りであ
つて、何ら現在の団交権に対してして
制圧を加えたものではない。第二段の
第六条第二項の点につきましても、加
藤大臣からお答へになりました通り、
これは主務大臣の訓示規定であつて、
何ら団交権を制圧するものではない、
これはお答へになった通りなんであり
ます。問題は非適用職員との関係でござ
います。非適用職員は身分上は一
応一般職なんであります。ただたびた
び申し上げます通りに、その給手その
他の待遇上これを公労法適用の連中と
のバランスをとりたい、これに準じて
それに合したものにしていきたいとい
うのがこの特例法の趣意なのでありま
して、しかも現実にはこれは各五現業
の職員のみならず監督者一同もその実
現を強く熱望しておるのであります。
従ひましてこの特例法の提案に至つた
のでございしますが、その趣意から申し
まして、一般職の身分を持つておる非
適用者の給手準則も、これは団交の結
果に基いた条件に準じて取扱われると
いうことは一貫した方針なのでありま
す。従つて団交の結果を待ちましてそ
の後給手準則は決定されて行くという
ことも現実でございします。ただ過渡
的な状況下におきましては、一応でき
るだけすみやかに、これらの非適用職
員の待遇を一日も早くよくしてやりた
い、できるだけの措置をいたしたいと
いう精神から、過渡的には団交の結果
を待たずに、この非適用者のみに一つ
の給手準則がきめられるということは
あり得ることを、申し上げておかなけ
ればならないと思ひますが、精神にお
いては加藤田委員のおつしやいました
通りでありますことを、私から一応お
答へいたしておく次第であります。

○加藤田委員 ただいま政府委員か
ら御答弁申し上げた通りでありまして、
この一般職の非適用職員のことござ
います。それが団体交渉の結果でき
上つた後に準則を決定することもあり
得ますし、前になることもあるだろう
と思ひますが、要するに団交によりま
した協約と申しますか、その決定に準
じて行くことは当然なことでありまし
て、ただいま政府委員からお答へした
ように過渡的に、時間的に少しづつづ
れがあるかもしれないけれども、こ
れはいい条件に行くということは申す
までもないのでございします。

○加藤田委員 どうも明確にならない
と思ひますが、よくは経過措置そのも
のに対しての質問をしていくわけじや
ないのです。経過措置は、きつちりと
公労法適用職員に合致するまではい
ろいろな点があるだろうと思ひます。
ただ今も田上政府委員からの説明のあ
つた通り、公労法適用職員に合致す
るということになれば、これは団交で決定
され、労働協約を結んだその勤務諸条
件が決定されなければ、それに合致す
ことはできないわけなのです。加藤大
臣の、いわゆる経過措置としては今
すぐそのことは困難な場合があるとい
うこと、これはわれ／＼としても大体了
承するわけなのですけれども、経過処
置の問題でなくして、将来やはり合
すということになれば、まず団交で決
定された公労法適用職員の勤務諸条
件、これに合致して行くのですから、
やはり時間的にあとなるわけでは
ない。この点だけ大臣として明確に御答
弁願えればこの法律の運営上私はうま
く行くのじやないかと思ひます。

○加藤田委員 すべて団体交渉の結果
できまして協約に従う、こういうこ
とでございします。

○櫻井委員 私は今の点で明瞭になり
ましたから質疑は打ち切りますけれど
も、要するに団体協約に非適用者が右
へならえするということでございます
ね。それが一番大事なところなんです。
そこに不安があるから今まで質疑
を続けたわけですが、団体協約による
締結、それによつて非適用者がそれ
右へならえして行くのだ、こういう確
認があれば、われ／＼は全面的に賛成
いたすのでございします。

それから先ほど赤城委員からの
質疑がございました第七條の点でござ
います。これは政府の方におかれて
も、第二十八條第一項前段を除く
いうふうに変更してもよろしいとい
うのでございします。私もこれ
まで法案ができていないのですから、
できていないような法律をここに明記
することはよくない。従つて赤城さ
んの説に全面的に賛成でございします。
なおこの実施にあつたのいろいろ／＼詳し
い内容につきましては、先ほど赤城
さんの方から質疑があつたやうでござ
いますので、私の質疑はこれで終了
いたします。

○川島委員長 受田新吉君。

○受田委員 立法技術の上で加藤田
大臣にこの法案の考慮の余地はないか
をただしてみたいと思ひます。ことに
給手総額の問題に就いては、予算総額
が、大体特別会計予算には予算総額が
あつて、それなんか給手総額や、あ
るいは業績賞与の規定が掲げてありま
す。ところが公労法の三十五條及び例
の十六條は今まで国会でしば／＼問題
にされて、政府が仲裁裁定の決定に対
して、当事者双方をはつきり拘束して
いるときに、十六條の予算上、資金上
の立場から支出が不可能であるとい
うので、国会にその承認を求めて来ると
いうようなことをしば／＼やつて来た
わけですが、ちやうどその規定がこの
ままこへ出てあるのじやないかと思
ひます。こうなると、私たちの今まで

政省のごときは年賀はがきが非常に売れて成績が上つたというように、能率の向上によつて収入が上つたという判

定は常識で行くほかいたし方ないと思
つております。またそういう場合には
いろ／＼困交もあるであらうと思いま
すがゆえに、これは一々基準はありま

て、従来も支障なく来た、こう思つておりました、今後もその方針をもちまして、できるだけ増収をはかつて、従業員の諸君の収入を多くするよう考へて、その事実に基づき常識で決定して、世人がその事に賛同して下さることを期して、従来も支障なく来た、こう思つておりました、今後もその方針をもちまして、できるだけ増収をはかつて、従業員の諸君の収入を多くするよう考へて、その事実に基づき常識で決定して、世人がその事に賛同して下さることを期して、

えておる次第でございます。

○受田委員 給与は常識で決定されるということになる、理論的背景を持つてという文化国家としてはなかなか恥

かしいことなんです。この点第五条は常識規定であるということになるおそれが多分にあると思うのです。

私はここでひとつさらに鋭く追究申

し上げたいことは、「収入が予定より増加し」というこの「予定」はどういうふうに立てられるのか。また「予定より節減した場合」の「予定」です

が、政府の「予定」の立て方を御説明願いたい。

○加藤国務大臣　これはそれ／＼特別会計に、初めにおきまして計画もでき

だといふことが出ております。その予定の収入よりふえた場合のその一部分、こういうことでございます。

経費の節減額の一部に相当する」という「一部」というのはどういうふうに認定されるのですか。一部というのはやはり増減で示すわけですか。

○加藤國務大臣　これは從來もいつく
 こういふ場合の実例があると存じます。

その実例を踏襲して行くほかしかたがないと思います。

○受田委員 これは大事な問題になりますので、人事院としてはいかなる解釈をするか、関連してお尋ねを申し上げたいと思うのですが、給与に対して常識的な支給規定——規定は別ですが、常識的な給与、これは例の業績手当に当る問題であると思いますが、その増加額、節減額の一部というふうなものがそのときの情勢でどうにもなる。出さなくてもいいのだというふうな規定で、やつてもやらなくてもいいのだ。この規定だけつくつておけば何とかなるというふうな給与の仕方は筋と通つた仕方であるかどうか、この点について人事院としての御解釈を御説明願いたいと思います。

○滝本政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、現在現業職員が人事院の管轄からはずれておまして、従いまして人事院の関します限りにおきましては、一般職の職員につきましては、能率の測定というのには非常に困難になつております。従いまして人事院の所管の職員につきましてはこういう方法でやることは非常に困難でございます。しかし現業等におきましてはやはりそういう規定もでき得るのではないだろうかというふうに思います。しかしこれは理想論を申しますと、その支給される基準というふうなものはあらかじめ団体交渉なり何なりによりまして明確な基準が立てられるということが好ましいというふうに考えます。しかしその実際のところにつきましては、それが当局でおやりになつてゐる方法があるかと思ひますから、むしろそちらの方にお尋ねいただくのが適当

であらう、このように考えております。○受田委員 大臣の裁量で何でもできるよりに規定ができておることだし、また三条、四条、六条すべて先ほど加賀田君から質問された通り行政的措置で団交権が侵害されるおそれが多分にあるよりの形になるのです。ことに第五條の給与の総額についてもある程度はつきり線を確保しておいて、給与総額がこれだけしかないのだから給与の方はだめなんだ。別に諸君の能率が上らなかつたから、能率の向上があつたものと認めることができないからというふうなことで、かつて常識で裁量されては、はなはだ不届きな結果が起ると思ひます。この点について今の給与総額の問題につきましても、そうした融通がつかぬような、総額の範囲を逸脱するよりのことのできないよりの形のものをとり去つて、そうしてあるいは収入が予定より多い場合とかいうよりの規定につきましてももつと明瞭な区分をつくつたり、能率の向上に対する判定はなはだ困難であるが、その能率向上の基準を政府は考えておくべきだと思ひます。こうした漠とした規定を掲げるよりは、そうした筋を通した規定が私は必要ではないかと思ひます。この点について、今年二十九年度の給与総額に一つ例をとつてみたいと思ひますが、二十九年度の予算は確定しておる。予算はもう実行しつゝあるのですから、この中で給与準則を今度つくろうとすれば、今年度できた予算のわくの中で、給与準則をつくる以外にないわけですね。その場合には、今後一年間本会計年度の中で給与に充てられてゐる予算のわく内操作ということになるわけですが、この

点まず本年度の分について給与準則に対する政府の意図するところを承つておきたいと思ひます。

○加藤國務大臣 いろ／＼御意見もありませんが、第五條のおもな点は、業績手当であらうと思ひます。根本給与の問題でありますと、今おつしやるよりにい／＼基準を設けなければならぬということはお説の通りであります。業績手当でありますと、従来の実績もあることであります。ゆえに、これは主務大臣の自由裁量にいたしましたらばよろからう。従来においてもたいした弊害はなかつたのだらうと思ひます。従来の実績によりまして利益があつた場合、あるいは能率が上つて節約された場合、その一部を業績手当の方へまわすというふうにして行きたいと思ひます。それから本年度におきましては、この法案を出したのであります。またこれをはつきりここで答へるよりのには参つておりません。

○受田委員 今こうして公労法の適用職員がバランスをとつていただくことになるわけですが、まだ実態はいろいろなところアンバランスがあります。公社と現業との間においても、たとえば電電公社の職員と郵政職員との間におきましては、よしこれがこの法律の適用で一部救われたにしても、なお相当の不均衡があります。こういうところで公社の職員とかあるいは現業の職員とかいろいろものが、それ／＼の持味に応じて、人事交流されるというよりのこともしくは／＼あるわけなんです。あるいはまた一般職の職員との間の人事交流、さらに公社、現業、一般職の国家公務員というよりのものの中に、給与の差等が生じておるといふこ

とになると、そこに働く人々に対する能率にも私は影響すると思ひます。こういう問題は政府はどういうふうにするかを調節されようと思ひます。人事管理の上における重大な問題として御答弁願いたいと思ひます。○加藤國務大臣 受田さんの御質問のよりに、ただいまのところではそういう不均衡が生ずるであらうと思ひます。あります。できるだけ調整はとりたいたと思ひますが、五現業のうちにおいて、そういう不均衡な場合があるし、また他との交流の場合にも、そういう不均衡が一時的に生ずるのは、これはやむを得ないことだと思ひますが、そういう問題につきましても、ただいま申しました公共企業体等合理化審議会等においても今後研究をいたしまして、不均衡をなるべく是正し、人事交流の上においてもさしつかえないよりに、できるだけ努力をいたしてみたいと思つておる次第でございます。

○受田委員 私はそういうふうな、政府が研究機関の結論を待つということを考えておられるようでありますので、これ以上はのれん押しになりますので、質問をやめますが、せつかくこうした政府としては、善政をしこうという法案が出たわけなんです、こういう際には、勇気をもつて、さきに御注意申し上げたよりの諸点について、新鮮味をもつて、輿論を代表するよりの条文がど／＼入るよりに努力されることを、この際特に要望しておいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○加賀田委員 人事院にちよつと質問してみたいと思ひます。これは今質問のあつた特例法案に関する問題ではないのですが、たしか昨年の人事院の給

与勧告は七月十三日だつたかと思ひますが、あと二箇月余りたつと一年を経過するわけですね。国家公務員法の二十八條に基いて、人事院は年に一回俸給表が適当であるか適当でないかを、調査の結果国会並びに内閣に対して報告するよりの勧告をしなければならぬというよりのことになつておるわけですね。国会は御存じのよりにあと十二、三日で終了するよりの当面の目標なんです。そういうよりのことになりまして、あと休会中に報告をする、あるいは勧告をしなければならぬという時期になると思ひます。こういう情勢の中で、人事院としては、いつごろ国会に報告をする予定ですか。年に一回の義務づけがあるよりの、あと二箇月まではそういう報告並びに勧告をしなければならぬと思ひます。昨年は三月現在における諸条件の調査の結果勧告されたの、相当調査も進行して、あるいはある程度の目標もつておると思ひますが、そういう報告の時期あるいは勧告をなされるかどうかということに対して、現在までの調査の結果並びに目標に対して御説明を願いたい。

○滝本政府委員 ただいま御指摘がございましたよりに、公務員法の二十八條によりますと、俸給表が適当であるかどうかということについて、年に一回報告する義務が人事院にあるわけでございます。従いまして人事院といたしましては、昨年は七月十八日に、報告にあわせまして勧告をいたした次第であります。その後昨年末にベース・アップが一応ございました。ただいまわれ／＼といたしましては、例年のこととでございますが、民間の職種別給与調査というものを、三月現在におきま

して調査いたしました、大体その実地調査の結果表も集まつておるのであります。こういうものを集計いたしました結果、いろいろ検討して参りたいと考えております。なお生計費等につきましても、種々の資料を集めまして、目下研究をいたしておる次第でございます。繰返して申し上げますが、昨年は七月十八日に報告にあわせて報告をいたしたわけでありまして、本年も七月十八日までには、少くとも報告はしなければならぬ義務があるわけであります。

○加賀田委員 これは要望でありますけれども、閉会中になりますと、われわれ公務員の生活条件あるいは勤務条件を擁護する立場に立つ者として非常に困難になり、また時期も相当遅れることになるので、できれば本国会開会中に報告あるいは報告の事務を終えて、実施されるように要望いたしました、私の質問を終わります。

○赤城委員長代理 次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十九年五月十四日印刷

昭和二十九年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局